

2025 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃
(コード番号 6957 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び買付条件等の変更に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、本日、「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 10 月 3 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」

2025 年 10 月 3 日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び買付条件等の変更に関するお知らせ**

YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）は、YAGEO が 2025 年 2 月 6 日に設立した中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じて、株式会社芝浦電子（証券コード：6957、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 5 月 9 日より開始しております。

今般、公開買付者が、①2025 年 10 月 3 日付で、日星電気株式会社との間で、日星電気株式会社が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したこと、及び②2025 年 10 月 3 日、本公開買付けに応募された株券等の総数(2025 年 10 月 3 日 14 時時点)が 13,261,354 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 7,623,200 株に達したことを確認したことに伴い、公開買付者が 2025 年 5 月 9 日付で提出した公開買付届出書(2025 年 6 月 2 日付、同年 6 月 17 日付、同年 6 月 25 日付、同年 7 月 1 日付、同年 7 月 15 日付、同年 8 月 1 日付、同年 8 月 18 日、同年 8 月 21 日付、同年 8 月 25 日付、同年 8 月 27 日付、同年 9 月 3 日付及び同年 9 月 18 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につぎまして、記載事項の一部に訂正すべき事項(買付け等の期間の延長を含みます。)が生じるとともに、本書の訂正届出書を提出することに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 10 月 3 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 10 月 20 日まで延長し、公開買付期間を 112 営業日に延長することとなったことから、公開買付届出書に訂正すべき事項（買付等の期間の延長を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 8 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 6 月 2 日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」、2025 年 6 月 17 日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 25 日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 7 月 1 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 7 月 15 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 8 月 1 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 8 月 18 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証

券コード：6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 8 月 21 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード：6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 8 月 25 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード：6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 8 月 27 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード：6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 9 月 3 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード：6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 18 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード：6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」で訂正及び変更された事項を含み、以下「2025 年 5 月 8 日付公開買付者プレスリリース」といいます。) の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 公開買付の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、①対象者が 2025 年 9 月 16 日に 2025 年 9 月 16 日付意見表明プレスを発表し、2025 年 9 月 17 日付訂正意見表明報告書を提出したこと、及び②2025 年 9 月 16 日付で YAGEO 及び公開買付者(以下「YAGEO ら」といいます。)と対象者との間で合意書(以下「本合意書」といいます。)が締結されたことから、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 9 月 18 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 10 月 3 日まで延長すること(以下「本買付条件変更(13)」といいます。)となりました。なお、YAGEO らと対象者との間の本合意書の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

その後、①対象者が 2025 年 9 月 16 日に 2025 年 9 月 16 日付意見表明プレスを発表し、2025 年 9 月 17 日付訂正意見表明報告書を提出したこと、及び②2025 年 9 月 16 日付で YAGEO 及び公開買付者(以下「YAGEO ら」といいます。)と対象者との間で合意書(以下「本合意書」といいます。)が締結されたことから、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 9 月 18 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 10 月 3 日まで延長すること(以下「本買付条件変更(13)」といいます。)となりました。なお、YAGEO らと対象者との間の本合意書の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

その後、公開買付者が、①2025 年 10 月 3 日付で、日星電気株式会社(以下「日星電気」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(日星電気)」といいます。)を締結し、その所有する対象者株式の全て(所有株式数：341,000 株、所有割合：2.24%)について本公開買付けに応募する旨を合意したこと、及び②2025 年 10 月 3 日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJeスマート証券株式会社からの報告により、応募株式の総数(2025 年 10 月 3 日 14 時時点)が 13,261,354 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 7,623,200 株に達したことを確認したことから、本書の訂正届出書を提

出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 10 月 3 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 10 月 20 日まで延長すること(以下「本買付条件変更(14)」といいます。)となりました。なお、本応募契約(日星電気)の詳細につきましては、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。また、本買付条件変更(14)により、2025 年 5 月 9 日付で提出した公開買付届出書に記載のとおり(注 7)、買付予定数の下限に達した旨を公表した日の翌営業日から起算して 10 営業日の期間が公開買付期間として確保されることとなりました。

(注 7)公開買付者は、2025 年 5 月 9 日付で提出した公開買付届出書において、公開買付期間の末日までに応募株式の総数が 7,623,200 株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう公開買付期間を延長することを予定している旨を開示しておりました。これにより、本取引に反対する株主は、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨)の公表をしてから 10 営業日は本公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずは本公開買付けに応募しないという形で本取引の是非に関する意思表示(反対)を示し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨の公表があった場合は当該公表日から 10 営業日の間に本公開買付けに応募するか否かの意思表示を示すことができることから、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図したものです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

① 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日を経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は 48 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は 60 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は 70 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は 78 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は 83 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は 85 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は 87 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は 92 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は 102 営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は 109 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は 121 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は 131 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は 139 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は 144 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は 146 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は 148 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は 153 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は 163 営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意

等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会が確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付け期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付け期間は 44 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付け期間は 48 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付け期間は 60 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付け期間は 70 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付け期間は 78 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付け期間は 83 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付け期間は 85 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付け期間は 87 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付け期間は 92 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付け期間は 102 営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、公開買付け期間は 112 営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付け期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は 109 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は 121 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は 131 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は 139 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は 144 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は 146 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は 148 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は 153 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は 163 営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、当該期間は 173 営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者は、YAGEO 及び対象者との間で、2025 年 9 月 16 日付で、本取引に関連して本合意書を締結しました。本合意書の内容は、以下のとおりです。

① 経営理念等

(ア) YAGEO 及び公開買付者(以下「YAGEO ら」という。)は、対象者グループの企業目的、経営方針、独立性及び自律的な経営判断を最大限尊重し、対象者グループの既存の事業を継続するとともに、その法人格を存続させる。

(イ) YAGEO らは、対象者グループの既存の事業戦略、事業計画、後継者計画を最大限尊重する。

② 経営体制

(ア) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日後の対象者グループの経営体制について、本公開買

付けの決済開始日以降も、対象者の現行の社内取締役構成等を維持する。但し、対象者は、本取引の完了後は、YAGEO らが、対象者及びその子会社の取締役の過半数を指名することを了承する。

③ 事前協議事項

- (ア) YAGEO らは、以下に定める事項を決定又は実施する場合、対象者と事前協議を経た上で実施する。
- i. 対象者グループの企業目的・経営方針の変更
 - ii. 対象者グループの事業戦略・事業計画の策定・変更
 - iii. 対象者グループの役員の選解任（YAGEO グループからの派遣役員の選任も含む。）
 - iv. 対象者グループの商号、ブランド、製品ブランド・名称の変更
 - v. 対象者グループの従業員の処遇変更
 - vi. 対象者グループの事業拠点の移転・統廃合
 - vii. 対象者グループの組織再編行為

④ 商号等

- (ア) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日後、対象者グループの商号又は企業ロゴを変更しない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

⑤ 従業員・取引先

- (ア) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日以降、原則として、YAGEO グループ又は対象者グループをして、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの従業員の雇用を維持する意思を現在有していることを確認し、当該時点における雇用条件について実質的に不利益となる変更を行わない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。
- (イ) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日以降、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの既存の取引先との取引及び関係性を維持・継続し、発展させるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する。

⑥ その他

- (ア) YAGEO らは、対象者又は本特別委員会から YAGEO らに対して行った質問（2025 年 2 月 26 日付の質問状、同年 3 月 19 日付の質問状及び同年 5 月 22 日付けの質問状記載の質問並びに対象者又は本特別委員会と YAGEO らとの間で実施した面談における質問を含む。）に対する YAGEO らの回答内容について、本公開買付けの決済開始日後も維持し、これを変更しない。

(訂正後)

①本合意書

公開買付者は、YAGEO 及び対象者との間で、2025 年 9 月 16 日付で、本取引に関連して本合意書を締結しました。本合意書の内容は、以下のとおりです。

① 経営理念等

- (ア) YAGEO 及び公開買付者（以下「YAGEO ら」という。）は、対象者グループの企業目的、経営方針、独立性及び自律的な経営判断を最大限尊重し、対象者グループの既存の事業を継続する

とともに、その法人格を存続させる。

(イ) YAGEO らは、対象者グループの既存の事業戦略、事業計画、後継者計画を最大限尊重する。

② 経営体制

(ア) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日後の対象者グループの経営体制について、本公開買付けの決済開始日以降も、対象者の現行の社内取締役構成等を維持する。但し、対象者は、本取引の完了後は、YAGEO らが、対象者及びその子会社の取締役の過半数を指名することを了承する。

③ 事前協議事項

(ア) YAGEO らは、以下に定める事項を決定又は実施する場合、対象者と事前協議を経た上で実施する。

- i. 対象者グループの企業目的・経営方針の変更
- ii. 対象者グループの事業戦略・事業計画の策定・変更
- iii. 対象者グループの役員の選解任 (YAGEO グループからの派遣役員の選任も含む。)
- iv. 対象者グループの商号、ブランド、製品ブランド・名称の変更
- v. 対象者グループの従業員の処遇変更
- vi. 対象者グループの事業拠点の移転・統廃合
- vii. 対象者グループの組織再編行為

④ 商号等

(ア) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日後、対象者グループの商号又は企業ロゴを変更しない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

⑤ 従業員・取引先

(ア) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日以降、原則として、YAGEO グループ又は対象者グループをして、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの従業員の雇用を維持する意思を現在有していることを確認し、当該時点における雇用条件について実質的に不利益となる変更を行わない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

(イ) YAGEO らは、本公開買付けの決済開始日以降、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの既存の取引先との取引及び関係性を維持・継続し、発展させるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する。

⑥ その他

(ア) YAGEO らは、対象者又は本特別委員会から YAGEO らに対して行った質問 (2025 年 2 月 26 日付の質問状、同年 3 月 19 日付の質問状及び同年 5 月 22 日付けの質問状記載の質問並びに対象者又は本特別委員会と YAGEO らとの間で実施した面談における質問を含む。) に対する YAGEO らの回答内容について、本公開買付けの決済開始日後も維持し、これを変更しない。

②本応募契約 (日星電気)

公開買付者は、日星電気との間で、2025 年 10 月 3 日付で、本応募契約 (日星電気) を締結し、その所有する対象者株式の全て (所有株式数 : 341,000 株、所有割合 : 2.24%) について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約 (日星電気) においては、その他の条件は定められておりません。

本応募契約 (日星電気) を除いて、公開買付者と日星電気との間で本取引に係る重要な合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して、日星電気に付与される利

益はありません。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

<前略>

加えて、公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は 48 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は 60 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は 70 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は 78 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は 83 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は 85 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は 87 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は 92 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は 102 営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は 109 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は 121 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は 131 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は 139 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は 144 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は 146 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は 148 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は 153 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は 163 営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

加えて、公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は 48 営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は 60 営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は 70 営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は 78 営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は 83 営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は 85 営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は 87 営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は 92 営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は 102 営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、公開買付期間は 112 営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日(なお、本買付

条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は163営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、当該期間は173営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

＜後略＞

② 強圧性を排除することを意図した条件設定

(ii)株主の皆様にも、公開買付けへの応募と取引の是非の両方について判断する機会を提供することを目的とした公開買付期間の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を7,623,200株と設定し、(i)応募株式の数の合計が7,623,200株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii)公開買付期間中に応募株式の数の合計が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する(但し、公開買付期間の開始日から20営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行いません。)ことを予定しております。公開買付者は、これにより、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を7,623,200株と設定し、(i)応募株式の数の合計が7,623,200株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii)公開買付期間中に応募株式の数の合計が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する(但し、公開買付期間の開始日から20営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行いません。)ことを予定しております。公開買付者は、これにより、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

公開買付者は、2025年10月3日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ e スマート証券株式会社からの報告により、応募株式の総数(2025年10月3日14時時点)が13,261,354株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認し、本買付条件変更(14)により、公開買付期間として買付予定数の下限に達した旨を公表した日の翌営業日から起算して10営業日の期間が確保されることとなりました。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

① 日程

(訂正前)

買付け等の期間	2025 年 5 月 9 日(金曜日)から 2025 年 10 月 <u>3</u> 日(<u>金</u> 曜日)まで(<u>102</u> 営業日)
公開買付開始公告日	2025 年 5 月 9 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2025 年 5 月 9 日 (金曜日)

(訂正後)

買付け等の期間	2025 年 5 月 9 日(金曜日)から 2025 年 10 月 <u>20</u> 日(<u>月</u> 曜日)まで(<u>112</u> 営業日)
公開買付開始公告日	2025 年 5 月 9 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2025 年 5 月 9 日 (金曜日)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2025 年 10 月 10 日 (金曜日)

(訂正後)

2025 年 10 月 27 日 (月曜日)

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する情報を提供するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。